

京都市告示第 331 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号（同条第 2 号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。）の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 19 年 1 月 10 日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	久世水0271号	南区久世中久世町一丁目300番地の9 同上	
2	久世水0272号	南区久世中久世町一丁目20番地の2地先 同上	
3	久世水0273号	南区久世中久世町二丁目300番地の11 同上	
4	久世水0274号	南区久世中久世町二丁目300番地の2 同上	
5	御陵水0119号	西京区御陵峰ヶ堂町三丁目200番地の6 同上	
6	桃山町水0030号	伏見区桃山紅雪町71番地地先 同上	
7	醍醐水0113号	伏見区醍醐大畑町400番地の5 同上	
8	深草水0145号	伏見区深草大亀谷安信町118番地地先 同町47番地地先	

(建設局道路部道路明示課)